北海道渡島総合振興局告示第　102　号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 90 条及び行政手続法第 13 条第１項第１号の規定により次のとおり聴聞を行う。

令和７年８月 29 日

北海道渡島総合振興局長

記

１　当事者
住所　　函館市浜町 185
氏名　　佐藤商店　代表　佐藤　孝志

２　聴聞の期日
令和７年９月 22 日（月）　10 時から

３　聴聞の場所
北海道渡島総合振興局　４階 401 号会議室
（函館市美原４丁目６番 16 号　渡島合同庁舎内）

４　聴聞の事案
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 27 条第１項第 1 号及び第３項違反による同法第 26 条第３号の処分について

５　その他
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 90 条第２項に基づき、公開します。
傍聴する場合の手続きは、別紙（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による聴聞傍聴要領）のとおりです。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による
聴聞傍聴要領

1　傍聴する場合の手続き

(1) 聴聞の傍聴を希望する方は、聴聞の開催予定時刻の 10 分前までに受付で住所、氏名、電話番号を記入し、渡島総合振興局職員の許可を受けた上で、その指示に従い入室してください。

(2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員（10 名）になり次第終了します。

2　傍聴する際に守るべき事項

傍聴される方は次の事項を守ってください。

(1) 聴聞の開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。

(2) 聴聞において写真撮影、録音、録画等はできません。

(3) その他聴聞の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為はできません。

3 聴聞の秩序の維持

(1) 前記２のほか、傍聴される方は同局職員の指示に従ってください。ご不明な事項があれば同局職員にお聞きください。

(2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。